松戸市農業委員会総会議事録

令 和 ２ 年 ９ 月 １ １ 日

令和２年松戸市農業委員会９月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和２年９月11日午後３時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番　加　藤　一　郎	２番　加　藤　正　芳
３番　齋　藤　　香	５番　山　室　一　美
６番　山　口　輝　雄	７番　岩　佐　忠　夫
８番　椿　　唯　司	９番　鈴　木　榮　一
１０番　渡　邉　洋　子	１１番　湯　浅　孝　一
１２番　杉　浦　昌　平	１３番　松　戸　英　樹
１４番　杉　浦　勇　司	１５番　渡　邊　慶　弘
明・矢切区域　戸　張　嘉　宣	東部区域　湯　浅　雅　之
常盤平・五香区域　小　暮　　俊	常盤平・五香区域　山　﨑　唯　司
馬橋・小金区域　横　山　定　勝	馬橋・小金区域　湯　浅　　清

１．欠席委員

明・矢切区域　平　川　正　俊

１．関係課出席職員

農政課長	加　藤　広　之	主　　査	三　澤　とあ子
主　　事	山　本　雄　大		

１．事務局出席職員

事務局長	岡　野　　衛	事務局長補佐	渡　邊　憲　生
主幹兼係長	古　山　和　幸	主幹兼係長	武　井　博　子

開会　午後　３時００分

議　　長　定刻となりましたので、ただいまより令和２年９月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が６名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号６番山口輝雄委員、議席番号７番岩佐忠夫委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申出についてご報告いたします。

傍聴の申出はございませんでした。

議　　長　ただいま事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は、第１号から第２号となっております。

なお、報告事項につきましては第１号から第４号までとなっておりますので、議案終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積計画についての１番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　農政課、加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１号　農用地利用集積計画についてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が５件となります。貸付者５名の方は、労働力不足のため農地の貸付けを希望されております。

それでは、議案第１号１番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書１ページの１番をごらんください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の１ページから２ページをごらんください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、地目は畑、田、池沼、面積は694平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望されており、ネギ及びキャベツを主体に栽培する計画です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の１番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

農政課長の説明でよく分かりました。また、再設定でございますので、賛成したいと思います。お諮りいただきたいと思います。

議　　長　ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、２番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　議案第１号２番をご説明いたします。

議案書１ページの２番、参考資料の３ページから４ページをごらんください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、地目は畑で面積は1,605平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は、利用権の設定を希望しており、ネギ及びキャベツを主体に栽培していく計画です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の２番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議　　長　ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、３番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　議案第１号３番をご説明いたします。

議案書２ページの３番、参考資料５ページから６ページをごらんください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、地目は畑、面積は455平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ネギ及びキャベツを主体に栽培していく計画です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の３番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員　７番、岩佐です。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議　　長　ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の３番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、４番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　議案第１号４番をご説明いたします。

議案書２ページの４番、参考資料の７ページから８ページをごらんください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、地目は畑、面積は1,116平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ネギ及びキャベツを主体に栽培していく計画です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の４番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員　９番、鈴木でございます。

この４番につきましても、再設定であり、また、申請者も野菜を力入れてやっておりますので、賛成したいと思います。

議　　長　ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の４番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、５番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　議案第１号５番をご説明いたします。

議案書２ページの５番、参考資料の９ページから12ページをごらんください。

本案件は再設定案件で、対象農地は栗山、地目は畑、面積は2,290平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ネギ及びキャベツを主体に栽培していく計画です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の５番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員　７番、岩佐です。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議　　長　ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の５番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は、公務のためここで退席となります。

ありがとうございました。

（農政課長退席）

◎議案第２号

議　　長　次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第２審査会第１審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第１審査班座長　議席番号５番、山室でございます。

去る９月１日火曜日、議案第２号の審査のため、第２審査会第１審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告させていただきます。

当日は、鈴木榮一農業委員と杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の５名による現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに、慎重なる審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

それでは、議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請の１番についてご説明させていただきます。

議案書の３ページ、議案参考資料については14ページから19ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の14ページのところでございます。

申請理由は、申請地南側に位置する既存の駐車場が、令和２年11月末で閉鎖することに伴い、利用者より要望があったことから、代替地として普通自動車25台分の貸駐車場に転用するためです。

施設の概要については、全面砂利敷きとし、入り口部分のみアスファルト舗装といたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、隣地境界沿いに1.2メートルの単管パイプと砂利止め板を設置し、隣地に砂利の流出を防ぎます。駐車の向きについては前向き駐車とし、隣接農地に配慮するとのことです。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを

説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

審査会においては、通り抜けできないことが分かる看板を設置することを要望し、理解を得ました。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第２号の１番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員　13番、松戸です。

駐車場が閉鎖ということで、目の前のところの畑なので、この家も手が足りなくなってきているので、手放すのはしょうがないのかなと思います。

お諮りください。

議　　長　ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第２号の２番についてお願いいたします。

第２審査会第１審査班座長　それでは、議案第２号の２番についてご説明させていただきます。

議案書の３ページ、議案参考資料については20ページから26ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の20ページのところでございます。

申請理由は、砂利等の選別、販売業を営んでいる会社より、資材置場として利用したいとの要望があったためです。申請者の本社は和名ケ谷で申請地に比較的近く、営業上の利便性が非常に高いことから選定したとのことです。

施設の概要については、全面砕石敷きとし、内部は砂利等を種類ごとに分別するために、高さ３メートルの鉄板壁で仕切り、その下方部分には借主所有の厚さ20ミリの鉄板とＨ鋼で高さ1.5メートルの囲いを設置いたします。また、出入口は歩道に接しているため、8.4メートルの切下げを行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、出入口以外、単管パイプと３メートルの鉄板壁で囲みます。なお、申請地には産業廃棄物となるものは置かないとのことです。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地の北側と東側の残地については、肥料など農作業に必要なものを置くとのことです。

他法令については、松戸市景観条例が該当し、都市計画課と協議済みとのことです。また、歩道の切下げで道路法が該当し、道路維持課とも協議済みとのことです。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第２号の２番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（孝）委員　議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の２番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第２号の３番につきましてお願いいたします。

第２審査会第１審査班座長　それでは、議案第２号の３番についてご説明させていただきます。

議案書の３ページ、議案参考資料については28ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の28ページのところでございます。

申請理由は、当該地の隣地にＪＡとうかつ中央の支店が新設されることに伴い、職員の駐車場が16台必要との要望があり、その要望に応えるため、貸駐車場として造成いたします。

施設の概要については、全面砂利敷きとし、入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、出入口を除き単管パイプで柵を作り、土砂の流出を防ぐため、地面から50センチに鉄板を設置いたします。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

審査会においては、隣接農地への配慮について、前向き駐車を要望し、理解を得たところでございます。なお、照明等は設置しないとのことでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第２号の３番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤委員　議席番号３番、齋藤です。

申請者は、家も近く、よく知っていて、毎年畑を管理していて、野菜を少し作っていますが、今回、駐車場に転用するとのことについて、私はやむを得ないと思います。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま齋藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の３番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書５ページ、報告事項１から、13ページの報告事項４についてご報告させていただきます。

まず、５ページ、報告事項１　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてですが、農地を農地以外のものにする場合は、知事または農林水産大臣の許可を受ける必要がありますが、市街化区域の農地転用に限っては、農業委員会に届出をすれば許可が不要となっております。

この表なんですが、自分の所有する市街化区域内の農地を別の用途に変更したという届出

の内容が記載されております。

５ページの最後に記載のとおり、田１件、29平方メートル、畑６件、2,649平方メートル、合計７件、2,678平方メートル、こちらの転用を受理いたしました。

次に、７ページから10ページ、報告事項２　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、米印に、農地を農地以外のものにするため権利の設定、移転をする場合とありますが、先ほどの報告事項１は自分の農地を転用する届出でした。この第５条は、所有権移転などを伴って転用する場合の届出になります。

先ほどと同様に、市街化区域内は千葉県知事の許可は必要はありません。農業委員会に届出をするだけで、これは済みます。

10ページ、一番下に記載のとおり、田９件、2,780平方メートル、畑29件、9,410平方メートル、合計38件、１万2,190平方メートル、以上の市街化区域内の農地転用を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項３　農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、米印のところにあります、登記上の地目が農地である土地について、法務局、裁判所、国税局から現況が農地か否かの判断を求められ、農業委員会が現地調査を行い、農地、非農地の回答をするものであります。

８月については、記載のとおり、法務局より１件の照会がありまして、現地調査の結果、現況は宅地となっている旨、回答をしました。

次に、13ページ、報告事項４　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、農地を相続した場合、相続税など納税猶予を受けている場合、３年に一度、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を税務署に提出する必要があります。

現地調査や相続人の聞き取りを行いまして、13ページの記載のとおり、２件の証明書を発行いたしました。

事務局からの報告事項は以上のとおりです。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和２年９月総会を終了いたします。

閉会　午後　３時４０分